平成２８年（フ）第２５９号
北九州市門司区大里本町３丁目６番37―702号
債務者　利光　富美
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２８５号
北九州市若松区西小石町10番26号
債務者　郷田　悠人
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２９６号
北九州市小倉南区徳力１丁目１番18―305号
債務者　久保　眞人
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３００号
北九州市小倉北区古船場町４番32―407号
債務者　宮下美和子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３０８号
北九州市小倉南区徳吉南３丁目７番21号
債務者　鈴木　誠吾
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１８号
福岡県遠賀郡水巻町二西２丁目８番５号　ラフィーネ水巻Ａ103
債務者　若山　麻夕
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３２９号
福岡県中間市小田ヶ浦２丁目18番５号、住民票上の住所北九州市八幡西区引野３丁目17番１号（205号）
債務者　岩本　健志
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３６号
北九州市八幡西区大字野面773番地１（101号）
債務者　梶原　成司
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８３１号
大阪府大東市灰塚２丁目６番１号ＳＴＥＬＬＡ102号
債務者　工藤　幸久
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１６４号
大阪市住吉区清水丘１丁目28番17―115号
債務者　神馬　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３７６号
大阪市城東区今福西５丁目３番６号ヴィラ城北403、前住所大阪市旭区赤川４丁目10番14号
債務者　中川　智之
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４４５号
大阪府大東市野崎２丁目９番33号
債務者　藤原真一郎
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４９９号
大阪市平野区平野西２丁目５番21号302、前住所大阪府羽曳野市羽曳が丘４丁目21番９号
債務者　山田　麻美
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５０９号
大阪市大正区鶴町２丁目９番９―304号
債務者　室井　英美
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５７３号
大阪市鶴見区諸口１丁目10番12―1116号
債務者　松平　琴江
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６１８号
大阪府大東市緑が丘１丁目13番３号　パークメゾン緑が丘602号
債務者　芽木　　周
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６６２号
大阪府豊中市城山町３丁目１番46―205号
債務者　佐藤サヨ子こと　佐藤サヨ子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６９９号
大阪市生野区新今里３丁目４番８号　楠マンションⅢ　602
債務者　橋野　一男
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部